

学校いじめ防止 基本方針

秦野市立東中学校

令和7年 4月1日

秦野市立東中学校 学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) 学校のいじめ防止に向けた方向性・目標

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであり、その背景は多種多様なものです。秦野市教育委員会は、令和3年に策定した秦野市教育振興基本計画において、基本方針1施策目標1－4として豊かな情操や規範意識、公共の精神を育み、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」教育の推進を掲げ、学校現場と連携した取組を推進しています。そして本校においても、学校教育目標のもと、「思いやりを大切にし、共に生きようとする社会性のある学校」を具体的な目標（めざす学校像）の1つとして位置づけ、取組を進めてきているところです。私たち東中学校教職員は、学校教育推進の重要な視点として常に意識を持って教育実践に携わることが求められています。

いじめ防止に向けた取組は、「対処」「対応」「土壌づくり」の3つの視点が必要です。発生した事案に対して保護者と連携し真摯にその解決に向けて全力を尽くす「対処」、早期発見のための調査活動や相談活動等の「対応」、日常的に人権教育、道徳教育の実践や、生徒とともにいじめ撲滅のための運動や活動を重ねる「土壌づくり」の3視点です。それぞれの視点に立ち、東中学校のいじめ防止に係る基本方針をここに定めます。

(2) いじめの定義、いじめの理解

いじめ防止対策推進法第2条に定義されているとおり、「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。さらに、いじめには、多様な態様があることから、「法の対象となるいじめ」に当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することのないよう努めることが必要です。

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、また一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、次のような視点を持って問題に向き合うことが必要となります。

- いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう絶対に許されない行為である
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る

- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要がある

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要です。また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけでなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければなりません。常に地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることも大切です。

第2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

(1) 未然防止

○いじめ防止のための取組

- ①いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、子どもの発達の段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むことが重要です。そのためにも、道徳の授業はもちろん、教育活動全般において道徳教育・人権教育を推進します。
- ②子どもたち一人ひとりが、好ましい人間関係を築くことができるように、コミュニケーション能力等の育成に努め、明るく健全な学級の雰囲気づくりに努めるとともに、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることが求められます。そのためにも、情報モラル教育の一層の充実に取り組みます。
- ③日頃よりきめ細かい生徒観察に努め、いじめの背景にある、子どもたちが抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も必要です。
そのためにも、会話や文章を通した生徒との「対話」を心がけます。
- ④生徒会主催のあいさつ運動の実施や、生徒会によるいじめ撲滅のためのスローガンの策定、リーダー研修会におけるいじめについての協議の実践等、生徒によるいじめ撲滅に向けての取組みを積極的に支援します。
- ⑤ボランティア活動や地域行事等での体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して自己の役割や責任を果たそうとする態度やよりよい人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む取組みを進めます。

○教職員の資質能力向上を図る取組

- ①日頃より学年教員集団を基本としたチームでの組織的な運営に努め、学年経営や学級経営についての情報交流を密に行います。
- ②学校研究において、学習指導方法について実践研究をおこなう中で、互いの授業を見合いながら切磋琢磨する姿勢を持ち、創意工夫のある授業づくりに努めます。また授業力向上に関わる研修会を実施し、資質向上を図ります。
- ③生徒のコミュニケーション能力等の育成及び情報モラル教育の充実を図るために、教育委員会等の主催による研修会に積極的に参加します。

- ④道徳授業を計画的に行い、学年教員組織の中で、教材の有効性や、授業実践時の生徒の様子等を語り合いながら、「活きた」道徳授業実践に努めます。

(2) 早期発見

○いじめの早期発見のための取組

- ①いじめの早期発見に向け、教員が日頃から、子どもたちの表情や態度のわずかな変化やサインを見逃さず、適切な対応ができるように教員の資質や能力の向上を図ることが重要です。そのためにも、学年教員集団を基盤とした組織的な情報交流や啓発活動に積極的に努めます。
- ②定期的に行うアンケート調査等によって、常に子どもたちの状況を把握するとともに、子どもたちが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努めることが必要です。本校としては、教育相談期間を設定し、担任による生徒との面接を個別に行い、「いじめ」も含めた相談アンケートを定期的を実施します。
- ③生徒や保護者が、スクールカウンセラーとの面談を効果的に行うことができるよう、教育相談コーディネーターが中心となり、適切な環境整備に努めるとともに、教育相談連絡会を開催して情報を共有し、支援の方向性について共通理解を図ります。
- ④いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることを踏まえ、家庭や地域に向けていじめに関する啓発を行い、大人が子どもたちを見守り、育てる意識を持つように働きかけることが必要です。そのためにも学校だよりや学年、学級通信を効果的に活用するとともに、保護者や地域の方々の来校の機会を多く持つことに努めます。

(3) 早期対応

○いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・いじめ、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。

○所轄警察署との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

○いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめられた生徒の安全を確保します。
- ・必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて学校生活を送ることができる環境の確保を図ります。

○いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめた生徒にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。
- ・迅速に該当の保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

○いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒等にも、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよ

う指導します。

- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する 行為であることを理解させるよう指導します。

○インターネット上のいじめへの対応

- ・発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

○いじめ事案への対応フロー図-①（発見から対応まで）【別紙①】

（４）「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以降「組織」と表記）の設置

○生徒支援連絡会（原則として週１回開催）

① 組織の役割

- ア 各学年からの生徒支援に関わる事案の報告を通して、その対処法及び今後の取組、学校全体としての対応を協議、確認を行う組織である。いじめ防止の観点では、事案に対する対処及び未然防止、早期発見のための対応協議を図る。
- イ 具体的には、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と共有を行う。
- ウ 併せて、いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核を担う。

② 構成員

教頭、学校生徒指導担当者、各学年生徒指導担当者、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー

③ 組織と教育相談体制

事案に応じて教育相談コーディネーターが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと調整を行い、本人及び保護者との相談または担任との相談を設定する。

④ 組織と生徒指導体制

各学年生徒指導担当者から、学年教員へ連絡し、指導の共通理解を図る。必要に応じて、生徒支援全体会を行う。

（５）重大事態への対処

○重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味

- ア いじめを受けていた生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合、 また、いじめを受けていた生徒が、そのために相当の期間（年間３０日を目安とする）に欠席を余儀なくされている疑いがある場合（ただし一定期間連続して欠席している場合は上記目安にかかわらず重大事態として対応）は、学校は、直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手します。

イ 生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして調査等に当たります。

② 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、ただちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告します。

③ 調査の主旨

ア 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

イ 市教育委員会への調査結果の報告

④ 調査の主体

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、いじめ防止対策推進法第22条の規定に基づき、学校に常設する「生徒支援連絡会」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

イ 教育委員会が調査主体となる場合

学校で発生した重大事態について、次のいずれかに該当するときには、教育委員会において調査を実施します。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと当該学校を設置する教育委員会が判断した場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

⑤ 調査を行うための組織について

<危機管理委員会>

ア 役割

いじめ行為がいつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする役割を担う。

イ 構成員

校長、教頭、総括教諭、学年主任、生徒指導担当者、PTA会長・副会長、福祉・心理の専門職等

⑥ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の調査は、委員会又は学校が行うこととされていますが、調査の実施主体については、上記の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた教育委員会が判断します。

⑦ 重大事態に係るその他留意事項

学校で発生した重大事態について、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に協力の要請を行います。

○調査結果の報告

① いじめを受けた生徒及びその保護者に対しての報告

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での報告をします。

② 調査結果の報告

調査結果の報告について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書を添えて、教育委員会を通じて調査結果を市長へ報告します。

○いじめ事案への対応フロー図-②（重大事態の発生）【別紙②】

（6）いじめ防止のための年間計画【別紙③】

（7）その他留意事項

○秦野市教育委員会教育指導課、秦野警察署生活安全課、秦野市こども家庭支援課こども若者相談担当、平塚児童相談所、地域民生委員、保護司等関係組織との連携及び情報共有については必要に応じて随時行うものとします。